

内閣総理大臣 安倍晋三様

憲法違反である年頭の伊勢神宮参拝を行わないことを要請すると共に  
「伊勢志摩サミット」を利用して伊勢神宮に特権を付与することに反対します

2015年12月26日

日本バプテスト連盟 靖国神社問題特別委員会  
委員長 松藤一作

1965年の佐藤栄作首相の年頭の伊勢神宮参拝以来、ほぼ毎年内閣総理大臣による年頭の伊勢神宮参拝が行われており、安倍首相も就任以来毎年伊勢神宮を参拝しています。伊勢神宮は一宗教法人であり、首相の参拝は憲法20条の「信教の自由」に反するものです。また首相の継続的な伊勢神宮参拝は、政教分離原則に関わる最高裁の「目的効果基準」による判断に照らしても、その関わりが「相当」とされる限度を超えるものであることは明白です。私たちは安倍首相が、このような憲法違反である年頭の伊勢神宮参拝を行わないことを強く要請します。

また安倍首相は6月に伊勢神宮参拝後の記者質問に対し、2016年5月26日・27日におこなわれる「伊勢志摩サミット」の開催地決定に関して、「日本の美しい自然、豊かな文化・伝統を、世界のリーダーたちに肌で感じてもらえる場所にしたいと考え、三重県で開催することを決定した」との談話を発表しました。安倍首相はまた、「伊勢神宮は悠久の歴史を紡いできました。そして、たくさんの日本人が訪れる場所であり、日本の精神性に触れていただくには大変良い場所だと思います。ぜひG7のリーダーたちに訪れていただき、伊勢神宮の荘厳で凜とした空気を共有できればよい」とも語っています。

しかし、宗教法人神社本庁は、その『神社本庁憲章』において「全国神社を結集する神社本庁が設立され、(伊勢)神宮を本宗と仰ぎ、道統の護持に努めることとなった」と述べています。本宗とは「伊勢神宮が古来、至高至貴神社であるので、全国の神社の総親神」であることを意味します。伊勢神宮を念頭において「日本の美しい自然、豊かな文化、伝統」というスローガンを首相が公にする行為は、日本国憲法第20条1項に規定する「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」に抵触する違憲行為に他なりません。

戦前・戦中の私たちプロテスタント諸教派は、宗教団体法による国の圧力に屈して日本基督教団を結成し、1942年1月11日には、当時の富田満教団統理が伊勢神宮に参拝し、「我が国における新教団の発足を報告し、その今後における発展を希願せられた」という負の歴史を有しています。それゆえ私たちは、伊勢神宮と国とのかかわりに関して敏感にならざるを得ません。

一宗教団体である伊勢神宮に、首相が継続的に参拝をすること、また「伊勢志摩サミット」時にG7のリーダーたちを伊勢神宮に案内しようとしていることは、国の内外に対して伊勢神宮に特権があるかのごとき印象を与えることであり、また国家神道の復権につながる行為にほかなりません。私たちは、安倍首相が憲法を遵守することを重ねて強く求めます。